

住之江区区政会議委員公募手続事務要領

(趣旨)

第1条 この要領は、住之江区区政会議運営要綱第4条第2項に基づき、住之江区区政会議の委員の公募手続の事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応募資格)

第2条 応募の資格は、次のとおりとする。

- (1) 区政会議の運営の基本となる事項に関する条例（平成25年大阪市条例第53号）第2条第2項に定める区民等であること
- (2) 募集を実施する年の10月1日現在で満18歳以上の者であること
- (3) 本市職員でないこと
- (4) 大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）で規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと

(募集人数)

第3条 募集人数は、住之江区区政会議運営要綱第3条第3項で定めるものとする。ただし、選考の結果によっては、募集人数に満たない人数のみを委員として選定することがある。

(報酬金)

第4条 委員報酬（交通費含む）はないものとする。

(公募方法)

第5条 委員の公募にあたっては、区の広報紙等で広く周知する。

2 応募者に対しては、次の提出物を求めるものとする。

- (1) 申込書（申込者の住所・氏名・生年月日等の事項を記載したもの）
- (2) 応募の動機を記載した書面

3 応募に係る提出物は返却しない。

(選考を行う者及び選考の方法)

第6条 締切日までに応募に係る提出物を提出した者に対する選考は、別に定める住之江区区政会議委員公募選考会議のメンバーが行う。

2 選考の方法は、提出書類の審査及び面接とする。

(選考結果の通知)

第7条 選考の結果については、応募者本人に対し通知する。

附 則

この要領は、平成25年4月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月9日から施行する。